

**令和4年度宮城地方最低賃金審議会
第4回宮城県最低賃金専門部会議事要旨**

開催日時	令和4年 8月 5日(金) 午後 3時00分 ~ 午後 4時45分		
出席状況	公益を代表する委員	出席2名	定数3名
	労働者を代表する委員	出席2名	定数3名
	使用者を代表する委員	出席3名	定数3名
主要議題	(1) 宮城県最低賃金の金額改定に係る審議 (2) その他		
議事要旨	<p>(1) 宮城県最低賃金の金額改定に係る審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 労働者側より、使用者側に歩み寄り31円の引き上げ、目安プラス1円を提示。 兵庫の目安+1円、新潟の目安+1円、熊本の目安+2円の結審状況等も考慮した。 ○ 使用者側より、2.9%を掛け24円の引上げを提示。 根拠は、7月25日開催の内閣府経済財政諮問会議の消費者物価(総合)の試算上昇率2.6%に加え、日銀が7月22日に公表した「経済・物価情勢の展望」にある「収入区別にみた消費者物価」の勤労者世帯平均と年間収入の最も低い区分との差である0.3%を参酌して2.9%とした。 ○ 公益委員見解 目安である30円引き上げ883円とする 発効日は令和4年10月1日とする を示し、検討いただくこととなった。 見解の主たる理由は、 最低賃金決定の3要素に加え消費者物価の上昇等も勘案 最賃引上げによる可処分所得の拡大、処遇改善を重視 最賃政府目標や、中小企業等への政府による支援の拡充を考慮 ○ 労使の検討後、労使公益委員見解に同意、全会一致となった。 		

なお、労使双方より

生産性の向上の支援、官公需における対応を含めた取引条件の改善、下請取引の適正化等に引き続き取り組むこと

効果的で即効性のある業務改善助成金等の支援策を維持・拡充・追加すること、事業主への支援・広報に一層努めること

の政府に対する要望がなされた。

(2) その他

なし。